

鹿屋市建設工事請負工事契約約款の一部を改正する告示

鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）の一部を次のように改正する。

建設工事請負契約書及び建設工事請負変更契約書中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、発注者と受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。